

事業評価書（事前）

| 事務事業名 | | 医薬品製造業者等環境・リサイクル関連対策費 |
|---------|---------|---|
| 事務事業の概要 | (1)目的 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に定める再商品化（リサイクル）義務の周知徹底を図ること。 |
| | (2)内容 | リサイクル義務の周知徹底のためのリーフレット類を作成する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 0;">予算額(案)</div> 3百万円 |
| | (3)達成目標 | 医薬品・医療機器業界においてリサイクル義務の履行を怠る者をなくすこと。 |
| 評価 | (1)必要性 | 〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 容器包装リサイクル制度は、循環型社会を構築するために重要な制度である。 本事業は、当該制度の適切な運用を確保するために必要である。 〔公益性〕 循環型社会の構築の一環としての制度に係るものであり、公益性は高い。 〔官民の役割分担〕 本制度は、国民の理解と協力のもとに、自発的な義務履行を確保することが運営の基本であり、国は同制度の周知を図る責任を負っている（同法第5条第4項）。 また、義務を知りつつ履行を怠る者については、説明・説得を行うが、それでも応じない者に対しては、最終的には行政上の措置を行う。 〔緊急性の有無〕 現状においては「法を遵守する者（財団法人日本容器包装リサイクル協会とリサイクル委託契約を締結する者）」が「法の義務を果たさない事業者」の費用を負担するという異常な事態が発生しており、これを放置することは、制度の存続を揺るがしかねない。 〔業者数等〕 現時点において指摘を受けている医薬品・医療機器関係業者は、およそ700である。 |
| | | (2)有効性 |

| | |
|--------------------|---|
| (3)効 率 性 | <p>〔手段の適正性〕</p> <p>本事業は、医薬品業界に対し、厚生労働省が、法に定める義務の周知徹底を図るために、必要最低限の事業であり、医薬品業界に的を絞った広報活動は、業界を所管する厚生労働省自らが実施することが最も効率的である。</p> |
| (4)そ の 他 | <p>〔公平性〕</p> <p>生産者、消費者、自治体（収集）が、リサイクル義務をわかちあい、循環型社会を構築するという本制度の趣旨からも、義務の履行を怠る者を減らし、必要に応じて行政上の措置を実施するための本事業は、再商品化義務者間の公平を期すために必要な事業である。</p> |
| 関連事務事業 | なし |
| 特 記 事 項 | なし |
| 主 管 課 及 び 関 係 課 | (主管課) 医政局経済課 |